

令和 8 年

綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

3 2	綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
3 3	綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例	4
3 4	動産の取得について（学校給食センター厨房機器更新に伴う物品）	6
3 5	市道路線の廃止について（R 1 4 9 1）	7
3 6	市道路線の認定について（R 1 4 9 1－1）	8
3 7	市道路線の認定について（R 1 0－1 0）	9
3 8	市道路線の認定について（R 1 7－2）	1 0
3 9	市道路線の認定について（R 6 4 3－7）	1 1
4 0	市道路線の認定について（R 8 1 8－5）	1 2
4 1	令和 8 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 号）	別 冊
4 2	令和 8 年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別 冊

諮 問

1	公共下水道事業受益者分担金の賦課決定処分に係る審査請求に対する裁決について	1 3
---	---------------------------------------	-----

報 告

1	令和 7 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	2 4
2	令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	2 6
3	令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	2 8
4	令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について	3 0

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 8 年綾瀬町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

別表 6 の項中「7 1 0 円」を「9 5 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に、「8 4 0 円」を「1, 1 2 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の特殊勤務について適用し、同日前の特殊勤務については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

国における特殊勤務手当の改正を踏まえ、災害応急業務手当の額の見直しを行うため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例

(綾瀬市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 綾瀬市立公民館条例（平成 2 6 年綾瀬市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 綾瀬市立中央公民館早園地区センターの項を次のように改める。

綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザ	綾瀬市早川 2 9 3 4 番地 2
----------------------	--------------------

別表第 3 綾瀬市立中央公民館早園地区センターの項を次のように改める。

綾瀬市立中央公民館 早園コミュニティ プラザ	多目的交流室 A 多目的交流室 B	1 時間	7 5 0 円
	文化活動室	1 時間	5 0 0 円
	会議室	1 時間	6 5 0 円
	調理室	1 時間	3 0 0 円

(綾瀬市自治会館条例の一部改正)

第 2 条 綾瀬市自治会館条例（平成 2 6 年綾瀬市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表早川自治会館の項中「綾瀬市早川 2 9 3 4 番地 6」を「綾瀬市早川 2 9 3 4 番地 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 0 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の綾瀬市立公民館条例（以下「改正後の公民館条例」という。）別表第 2 に規定する綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザの利用の手続その他の管理に関し必要な行為は、改正後の公民館条例別表第 2 及び別表第 3 の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 3 綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 2 8 年綾瀬市条例

第23号)の一部を次のように改正する。

本則第1号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザ

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市立中央公民館早園地区センターの再編により新たに設置される施設の名称、位置及び利用料金を定めるとともに、早川自治会館の移転に伴いその位置を変更するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動 産 の 名 称 学校給食センター厨房機器更新に伴う物品
- 2 契 約 金 額 81,400,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市港北区新吉田東3丁目31番10号
株式会社アイホー 横浜営業所
所長 岡田 和紀
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

学校給食センター厨房機器更新に伴う物品を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1491号線	上土棚中五丁目 2281番1地先	上土棚中五丁目 2286番1地先	72.3	2.1	

令和 8 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1491-1号線	上土棚中五丁目 2286番1地先	上土棚中五丁目 2280番1地先	49.3	2.1	

令和 8 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 10-10号線	寺尾南二丁目 172番60地先	寺尾南二丁目 172番49地先	98.2	5.0	

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 17-2号線	早川字宮久保 1469番8地先	早川字宮久保 1469番11地先	35.0	4.5	

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 643-7号線	寺尾釜田一丁目 361番8地先	寺尾釜田一丁目 362番7地先	40.1	4.5	

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 818-5号線	深谷南四丁目 2371番3地先	深谷南四丁目 2371番8地先	40.3	4.5	

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

第 1 号諮問

公共下水道事業受益者分担金の賦課決定処分に係る審査請求に対する裁
決について

公共下水道事業受益者分担金の賦課決定処分に係る審査請求について、別紙裁決書
(案) のとおり裁決したいので議会の意見を求めます。

令和 8 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定により、審査請求に対する裁決をいたしたく提
案するものであります。

裁 決 書（案）

審査請求人

社会福祉法人唐池学園

理事長 鶴 飼 一 晴

処分庁

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

審査請求人が令和7年11月21日付けで提起した、処分庁 綾瀬市長による公共下水道事業受益者分担金の賦課決定に関する処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

綾瀬市長が審査請求人の所有する土地の前面道路に汚水本管を布設し、及び審査請求人の所有する土地の区域内に公共汚水^{ます}枳を設置したこと等により、綾瀬市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成19年綾瀬市条例第19号。以下「本件条例」という。）第7条に規定する賦課対象受益者に審査請求人が該当したことをもって、処分庁 綾瀬市長（以下「処分庁」という。）は、本件条例第9条第1項の規定により受益者分担金（本件条例第1条に規定する分担金をいう。以下同じ。）を審査請求人に賦課した（以下「本件処分」という。）。

これに対し、審査請求人が、本件処分は違法であり、無効であると主張して、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 事実経過

- (1) 処分庁は、令和6年度第47処理分区枝線整備工事において、審査請求人の所有する土地の前面道路（綾瀬市道1021号線）の汚水本管の布設及び審査請求人の所有する土地内に公共汚水柵の設置を行った。
- (2) 処分庁は、この整備工事の完成を受け、令和7年3月13日付けで、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により審査請求人の所有又は使用する土地（以下「本件土地」という。）を含む区域について、同年4月1日付けで供用開始する旨の公告を行った。
- (3) 処分庁は、令和7年8月15日付けで、本件条例第3条の規定により、本件土地を賦課対象区域として定め、公告を行った。
- (4) 審査請求人は、令和7年10月7日付けで、本件条例第5条の規定により、本件条例第2条に規定する受益者として、本件土地の地積等の申告を行った。
- (5) 処分庁は、令和7年10月22日付けで、本件条例第9条第1項の規定により、受益者分担金の額を7,674,570円とする本件処分を行った。
- (6) 審査請求人は、令和7年10月22日付けで、綾瀬市公共下水道事業受益者分担に関する条例施行規則（平成19年綾瀬市規則第34号。以下「本件規則」という。）第9条第1項の規定により、処分庁に対し減免申請を行った。

審査請求人の減免申請の理由は、本件条例第13条第2項第6号及び本件規則別表第2の2の項第3号とされていた。

- (7) 処分庁は、令和7年10月22日付けの減免申請に対し、本件土地が審査請求人の運営する社会福祉施設の敷地として使用されていることを認定し、同年10月28日付けで、本件規則別表第2の2の項第3号の減免基準を適用し、本件条例第13条第2項の規定により、審査請求人に対し減免決定をした。

また、処分庁は、令和7年10月28日付けで、本件規則第9条第2項の規定により、審査請求人が納付すべき受益者分担金の額を1,918,642円として納付の通知をした。

- (8) 審査請求人は、令和7年11月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求書を綾瀬市長に提出した。

3 審理手続の経過

- (1) 令和7年11月21日、審査請求人は、行政不服審査法に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

- (2) 令和7年12月4日、審理員が指名された。
- (3) 令和8年1月9日、綾瀬市長から弁明書が提出された。
- (4) 令和8年2月27日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。
- (5) 令和8年3月31日、審理員意見書が提出された。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条は、主として児童福祉施設のために使用される建物及びその敷地等について、租税その他の公課を課することを原則として禁止している。審査請求人が運営する児童福祉施設の敷地に対する受益者分担金は、児童福祉施設のために使う土地に対する公課に当たるため、本件処分は同条に反し、違法な処分である。

処分庁は、受益者分担金は同条の公課に当たらないと主張するが、同法には公課に関する定義が置かれておらず、判例や国の通達等においても公課について言及した文献等は見受けられず、処分庁が公課に当たらないと主張する法的な根拠が存在しないものである。

- (2) 他の地方公共団体においては、児童福祉施設を受益者分担金の賦課対象から除外している事例がある。特に北海道函館市においては、児童福祉施設に対する受益者負担金は児童福祉法第57条の公課に該当するとして賦課をしなかったものである。法の運用は全国的に公平であるべきであり、地方公共団体ごとに解釈が異なることは望ましくない。

また、受益者分担金の賦課はされとしても、児童福祉法第57条の趣旨を踏まえ、その全額を減免する他の地方公共団体も存在する。

これらの他の地方公共団体における状況を踏まえると、綾瀬市が児童福祉施設のために使用される敷地に対して受益者分担金を賦課することは、公平の観点から妥当ではない。

- (3) 児童福祉施設は、主に措置費という特別な財源で運営されている。制度上、措置費の中には受益者分担金に相当する費用は含まれておらず、受益者分担金の財源確保は極めて困難であり、施設運営に甚大な影響を与えるものである。

2 処分序の主張

- (1) 本件処分は、本件条例の定める賦課の要件を満たした審査請求人に対して、本件条例の定める手続によって行われたものであり、適法である。
- (2) 児童福祉法第57条が課することができないとする「租税その他の公課」は、建物若しくは土地の所有又は所有のための取得行為による利益を客体として、建物又は土地の所有者に対して課される租税その他の公課である。

受益者分担金は、市街化調整区域内における公共下水道の整備等から生じる下水道の利用による便利性・快適性の向上及び環境の改善という生活上の利益を客体として課されるものであり、建物若しくは土地の所有又は所有のための取得行為による利益を客体として課されるものではないから、児童福祉法第57条に定める租税その他の公課には該当せず、受益者分担金を児童福祉施設の敷地として使用されている土地に関する受益者に対して賦課することは児童福祉法第57条に反しない。

- (3) 本件処分により賦課した受益者分担金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づく分担金であるが、これを徴収するためには、分担金に関する事項を条例により定めなければならないとされている。

そのため、本件処分の適法性は本件条例の規定によって判断されるべきものであり、他の地方公共団体の条例の内容が影響を及ぼすものではない。

第3 裁決の理由

1 関係法令等の規定（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 地方自治法

地方自治法第224条は「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる」と規定している。

また、地方自治法第228条第1項は「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と規定している。

(2) 本件条例

本件条例第1条は「地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき」受益者分担金に関する事項を定める旨を規定している。

本件条例第2条は、受益者分担金の賦課対象となる受益者について「事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれの地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう」と規定している。

また、条例第13条第2項各号において受益者分担金を減免できる場合を規定している。減免の対象となる土地及び減免率については本件規則第9条第2項及び別表第2に規定し、国又は地方公共団体以外の者が設置する社会福祉施設については、75パーセントの減免率を適用すべきこととしている。

(3) 児童福祉法

児童福祉法第57条は「都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない」と規定し、同条第1号には「主として児童福祉施設のために使う建物」、同条第2号には「前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地」と規定している。

2 論点整理

行政活動は、いかなる法律にも違反してはならないこととされる（法律による行政の原理）。そのため、本件処分に係る受益者分担金が児童福祉法第57条に規定する租税その他の公課に該当する場合には、本件処分は同条の規定に反する違法な処分となるため、以下検討する。

また、本件処分と同旨の受益者分担金に係る他の地方公共団体における運用に差異があることについて、児童福祉法第57条に規定する租税その他の公課の該当性への影響及び公平性の観点から、その妥当性についても以下検討する。

なお、審査請求人から、児童福祉施設の運営に充てる措置費の中には受益者分担金に相当する費用が含まれず、制度上の問題として受益者分担金に関する財源

の確保が困難であることから、児童福祉法の趣旨や他の地方公共団体の事例を参考に、本件処分に対する現実的な解決策として綾瀬市においても全額を減免する取扱いとするなどの提案がなされた。しかしながら、行政不服審査法における審査請求においては、本件処分の法的妥当性の審理を行うものであるため、当該提案については審理の対象外とする。

3 理由

(1) 児童福祉法第57条に規定する「租税その他の公課」の該当性について

ア 受益者分担金の賦課対象である「利益」について

本件処分により審査請求人に賦課された受益者分担金は、地方自治法第224条の「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる」との規定に基づいて、市街化調整区域における公共下水道事業の費用の一部に充てるため、同事業によって「特に利益を受ける者」に対して賦課されるものである（本件条例第1条）。

この「特に利益を受ける者」における「利益」とは、岡山地方裁判所平成5年6月30日判決（平成3年（行ウ）第13号）では、「地方自治法224条の負担金制度が、特定住民に利益のある事業の財源調達と住民相互間の負担の公平の観点から設けられた制度であることに照らすと、同条の定める「利益」とは、必ずしも金銭に見積もり得る経済的利益に限らず、当該事業を利用することによって生じる便利性、快適性という生活上の利益を含」と解されるとしている。

受益者分担金については、賦課の対象となる受益者を定義する本件条例第2条において、公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者を原則として受益者とする一方で、当該土地に地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（地上権、使用貸借、賃貸借については一時使用のものを除く。）の目的となっている場合には、その地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が賦課の対象となる受益者である旨を規定している。このことから、受益者分担金においては、公共下水道を利用することで生じる当該土地の効用や便益性、快適性の増大による利益を客体として、単に土地の所有者ではなく、

土地の継続的な使用権限を有する者を地方自治法第224条に規定する「特に利益を受ける者」と捉えていると解される。このことは、受益者分担金の金額が、賦課される者の権利の性質にかかわらず、賦課対象区域内の土地の面積に単価を乗じて一律に算出されるものであることから明らかなである。

イ 児童福祉法第57条の「租税その他の公課」について

児童福祉法第57条は、「主として児童福祉施設のために使う建物」及び「主として児童福祉施設のために使う建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地」について、租税その他の公課を課することができない旨を規定するが、同条ただし書において、例外的に「有料で使用させるもの」を租税その他の公課を課することができない対象から除外している。この「有料で使用させるもの」とは、「当該施設の建物又は土地が、施設の経営者の所有物でなく、他人の所有物であり、これを施設が借りていてしかもその建物又は土地に対して家賃又は地代をはらっているときをいう」と解されること（昭和23年9月10日児発第609号「児童福祉法の運用に関する疑義及びこれが解答について（その四）」）、また、児童福祉法第57条において想定されている土地及び建物に対する租税と解される都道府県の普通税である不動産取得税、市町村の普通税である固定資産税、市町村の目的税である都市計画税については、児童福祉法第57条に対応して、児童福祉施設の用に供する土地及び建物については課税しない旨の規定が明記されていることを踏まえると、児童福祉法第57条の免除の対象となる租税その他の公課は、土地及び建物を客体として、その所有者に賦課されるものを想定していると解される。

また、国有地等に対する下水道事業の受益者負担金の取扱について（昭和40年3月17日都発第19号建設省都市局長通知）では、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定による都市計画事業として執行される下水道事業に係る受益者負担金における取扱いとして、国立の社会福祉施設用地を含む国有地等であっても一定の割合で受益者負担金を予算措置すること、すなわち受益者負担金の賦課対象となることが定められるとともに、同通知には受益者負担金を予算措置しない国有地等が列举されているものの、その中には児童福祉施設が含まれていないことが確認できる。こ

の受益者負担金は、都市計画事業として執行される下水道事業により利益を受ける者に対して、都市計画法及び綾瀬都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年綾瀬市条例第11号）に基づいて賦課されるものであり、その性質は、本件の受益者分担金と類似するものであるが、受益者負担金制度においても、受益者負担金は児童福祉法第57条に規定する「租税その他の公課」に該当せず、児童福祉施設のために使う建物の敷地に対して受益者負担金が賦課されることを前提にしていると思料されるものである。

ウ 受益者分担金の「租税その他の公課」の該当性

以上を総合すると、受益者分担金は、市街化調整区域内の下水道事業によって、下水道の敷設区域内の土地について所有権に限らない土地の継続的使用権限を有する者（地上権、質権、使用貸借又は賃貸借の目的になっている場合には、土地所有者ではなく、これらの権限を有する者）が受ける日常生活上の利益に対して賦課されるものであり、児童福祉法第57条において免除の対象となる「土地に対する租税その他の公課」には該当しないと解される。

(2) 他の地方公共団体における運用との差異による本件処分の妥当性について

受益者分担金は、地方自治法第224条の分担金に該当するものであるが、同法第228条第1項の規定により、分担金に関する事項について条例を定める必要がある。各地方公共団体は、この条例に賦課徴収すべき分担金の種類、受益者の範囲及びこれを各受益者に分賦する方法を具体的に規定し、分担金の賦課徴収を行うこととなることから、地方公共団体ごとに運用面で差異が生じ得ることも当然である。本件処分の適法性は、あくまで本件条例の規定によって判断すべきものであり、他の地方公共団体との運用面での差異が本件処分に影響を及ぼすことはなく、公平性を欠くともいえない。

また、審査請求人は、北海道函館市をはじめ他の地方公共団体における公共下水道事業に係る受益者分担金を賦課しなかった具体例を挙げているが、本件条例と同様に、児童福祉施設を賦課対象とした上で、一定の減免率を適用させている地方公共団体も相当の数で存在することが確認できるのであって、前述のとおり分担金は各地方公共団体が定める条例に基づいて賦課徴収されることと併せて考慮すれば、一部の地方公共団体が下水道事業に係る受益者分担金を

賦課しなかったことをもって本件処分が公平性を欠くと判断する理由はなく、不当な処分には当たらない。

(3) 受益者分担金の賦課決定に関する手続

受益者分担金の賦課決定を行うに当たっては、前述したとおり、条例の定めるところにより賦課処分をする必要がある。

審査請求書及び弁明書並びにこれらの添付書類から判断するに、処分庁は、適正な手続をもって本件処分を行った事実が確認できるのであり、本件処分に手続的瑕疵及び法令等を逸脱した事実は見受けられない。

第4 結論

上記のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はないと解される。したがって、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において、綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申し立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において、綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があっ

た日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分
取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和 7 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 7 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

令和 7 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子クーポン・商品券事業	円 618,536,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理経費	9,042,000
3 民生費	1 社会福祉費	特別養護老人ホーム整備費補助金	11,325,000
	2 子育て支援費	物価高対応子育て応援手当支給事業	53,234,000
8 土木費	4 都市計画費	公共下水道事業会計出資金	23,779,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	18,310,000
	3 中学校費	中学校施設改修事業	14,060,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 607,557,000	円	円 607,557,000	円	円	円	円
9,042,000		9,042,000				
11,325,000						11,325,000
11,793,000		5,204,000				6,589,000
23,779,000						23,779,000
18,310,000		5,433,000				12,877,000
14,060,000		4,686,000				9,374,000

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算

令和 7 年度綾瀬市一般会計継続

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 7 年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務 管理費	庁舎給水ポン プ等改修工事	円 58,820,000	円 23,528,000	円	円 23,528,000
		旧庁舎基礎杭 撤去工事	62,480,000	24,992,000		24,992,000
4 衛生費	2 清掃費	リサイクルプ ラザ空調設備 改修工事	81,361,000	32,544,000		32,544,000
10 教育費	1 教 育 総務費	(仮称) 総合 教育支援セン ター整備工事	64,405,000	25,740,000		25,740,000
	2 小学校費	綾南小学校受 変電設備改修 工事	11,180,000	4,472,000		4,472,000
	3 中学校費	綾瀬中学校 A 棟空調設備機 能復旧工事	418,950,000	82,666,000		82,666,000
	4 社 会 教育費	(仮称) 早川 コミュニティ 供用施設建設 工事	525,410,000	209,446,000		209,446,000
		吉岡地区セン ター解体工事	80,220,000	31,756,000		31,756,000
	5 保 健 体育費	市民スポーツ センター武道 室空調設備改 修工事	17,164,000	6,866,000		6,866,000

書を調製したので報告します。

費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国県 支出金	地方債	その他
円 21,636,000	円 1,892,000	円 1,892,000	円 1,892,000	円	円	円
24,990,000	2,000	2,000	2,000			
29,282,000	3,262,000	3,262,000	3,262,000			
7,194,000	18,546,000	18,546,000	18,546,000			
4,050,000	422,000	422,000	422,000			
72,398,000	10,268,000	10,268,000	10,268,000			
192,321,000	17,125,000	17,125,000	17,125,000			
20,363,000	11,393,000	11,393,000	11,393,000			
6,250,000	616,000	616,000	616,000			

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管きょ改良事業	287,937,000	138,421,567	83,690,000
		終末処理場改良事業	116,604,000	60,585,432	56,000,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
円	円	円	円	円	
33,511,000	26,400,000	23,779,000	65,825,433		国の補正予算に伴い、令和8年度に予定している工事等を前倒ししたことにより、年度内に完了しなかったため
30,800,000	25,200,000		18,568		原材料の不足により部材の生産が遅延したことで、令和7年度に予定していた工事が完了しなかったため

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年度綾瀬市公共下水道

令和 7 年度綾瀬市公共下水道

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 7 年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	並塚雨水幹線 吐口改修工事 負担金	円 17,000,000	円 10,000,000	円	円 10,000,000
		マンホール ポンプ場 機械設備工事	16,214,000	6,486,000		6,486,000

事業会計継続費繰越計算書を調製したので報告します。

事業会計継続費繰越計算書

定による継続費の逡次繰越

支払義務 発生（見 込）額	残 額	翌 年 度 逡 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
			国庫支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	神奈川県事業 が逡延したた め
	10,000,000	10,000,000		10,000,000		
6,000,000	486,000	486,000	243,000	200,000	43,000	前払金が満額 の請求ではな かったため

令和8年6月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦